

1. 基本的な考え方

- (1) 温暖化問題の解決に向けては、新興国・途上国を含むすべての主要排出国が責任あるかたちで参加する公平で実効ある国際枠組みの構築が不可欠。
- (2) 経済成長を享受しながら温暖化を防止する鍵は、技術の開発と普及。新たな枠組みは、技術開発・普及を促進するものとする必要。
- (3) 日本産業界は、低炭素社会実行計画を着実に推進し、今後も積極的に温暖化対策に貢献する決意。

2. 実効ある国際枠組みの構築

(1) COP20への期待

- ① COP20では、すべての国に適用される国際枠組みの構築に向け、着実に交渉を進めることが重要。
- ② 各国が自主的に「約束草案」(目標や対策等)を提示する方式は、すべての主要排出国の参加を促す上で有効。
- ③ 先進国から途上国への技術・資金支援は、優れた環境技術の国際的な普及が促進されるものとするべき。

(2) 日本政府への期待

- ① 約束草案提出、レビュー、合意の全過程を通じ、説明責任を果たしつつ、各国が自ら目標を決定することを主張し、すべての主要排出国の責任ある参加を確実に担保すべき。
- ② 優れた技術の国際的な普及や革新的な技術開発への取り組みが正当な評価を得るよう積極的な提案を行うべき。
- ③ 排出削減努力の国際的公平性を担保するために、各国の約束草案などを十分に分析し、国益に沿った効果的な国際交渉を行うべき。

3. 優れた技術を生み出す国内事業環境の整備

(1) 約束草案の検討に向けた考え方

- ① 成長戦略を支え、実現可能性を確保し、国民負担を妥当な水準とするエネルギーミックスを踏まえた数値目標を設定すべき。
- ② 数値目標は、特定の基準年からの削減率に拘泥せず、個々の取組みを積上げて設定すべき。
- ③ クレジットによるオフセット分を目標に含め、結果的に経済界に購入を求めるようなことがあってはならない。
- ④ 炭素リーケージを回避し、事業環境のイコール・フットィングを確保する観点から、国際的公平性を確保すべき。

(2) 国内政策

- ① 低炭素社会実行計画を政府の政策の柱に位置づけるべき。
- ② 再生可能エネルギーの固定価格買取制度と地球温暖化対策税は抜本的に見直すべき。
- ③ 家庭部門対策としての国民運動に関し、期待される削減量を約束草案に位置づけるとともに、環境大臣が中心となって積極的に展開すべき。
- ④ 関係省庁間で連携し、政府が一体となって対策を推進すべき。